

資料編

資料編1 組織づくりと運営のポイント

1-1 自主防災組織の運営と活動計画

1. 規約（例）

〇〇町自主防災組織 規約

（名称）

第1条 この会は、〇〇町自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

（活動の拠点）

第2条 本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は〇〇とする。
- (2) 災害時は〇〇とする。

（目的）

第3条 本組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材の整備等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本組織は、〇〇町内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班長 若干名
- (5) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員の任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員 の 責務)

第7条 会長は、本組織を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第12条 本組織の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、○年○月○日から実施する。

2. 防災計画（例）

〇〇町自主防災組織 防災計画

1 目的

この計画は、〇〇町自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害時要援護者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。

(※ 班編成に関しては、本編 P. 16 または P. 163 参照)

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、風水害等についての知識（初動対応含む）に関すること。
- ③ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ④ 家庭における食糧等の備蓄に関すること。
- ⑤ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、インターネット、パンフレット、ポスター等の配布
- ② 座談会、講演会、映画会等の開催
- ③ パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ① 市町村地域防災計画
- ② 座談会、講演会、研修会等の開催
- ③ 災害記録の編纂

6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行いえるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 救出・救護訓練
- ④ 避難訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ その他の訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練として

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

- ① 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。
- ② 訓練は、総合訓練にあつては年〇回以上、個別訓練等にあつては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関および報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、有線放送、携帯無線機、伝令等による。

8 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等消火用資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火用資機材を配備する。

- ① 可搬式（小型）動力ポンプの防火水槽付近への配備
- ② 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

9 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、次の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ① ○○町○○病院
- ② ○○町○○診療所
- ③ ○○町○○保健所

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

10 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

○○市区町村長の避難指示がでたとき又は、自主防災会会長が必要であると認めるときは、自主防災会会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を市（町村）防災計画に定められた避難場所に誘導する。

(3) 避難経路及び避難場所

- ① ○通り、ただし○通りが通行不能の場合は△通り
- ② ○○公園又は○○学校

(4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、〇〇市区町村役場の要請により協力するものとする。

1.1 給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から配布された食糧、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

1.2 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

1.3 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

1.4 防災資機材等

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

(※ 配備計画例一本編 P. 46 図参照)

(2) 定期点検

毎年〇月第〇 〇曜日を全資機材の点検日とする。

3. 班編成（例）

編成班名		日常の役割	災害時の役割
総務班	→	全体調整 災害時要援護者の把握	全体調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	→	情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消火班	→	器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	→	資機材調達・整備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	→	避難路（所）・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	→	器具の点検	水、食糧等の配分 炊き出し等の給食・給水活動
連絡調整班	→	近隣の自主防火組織、 他機関団体との事前調整	他機関団体との調整
物資配分班	→	個人備蓄の啓発活動	物資配分 物資需要の把握
清掃班	→	ごみ処理対策の検討	ごみ処理の指示
衛生班	→	仮設トイレの対策検討	防疫対策、し尿処理
安全点検班	→	危険箇所の巡回・点検	二次災害軽減のための広報
防犯・巡回班	→	警察との連絡体制の検討	防犯巡回活動
応急修繕班	→	資機材、技術者との連携検討	応急修理の支援

1-2 自主防災組織連絡協議会

1. 自主防災組織連絡協議会規約（例）

〇〇地区〔市〕自主防災組織連絡協議会規約

（名称）

第1条 この会は、〇〇地区〔市〕自主防災組織連絡協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本協議会の事務局を〇〇に置く。

（目的）

第3条 本協議会は、自主防災組織間の連携を高め、相互の連絡調整を図ることにより、地域の防災体制の充実強化に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 自主防災活動の充実強化に関すること。
- (4) 自主防災組織相互の連絡調整に関すること。
- (5) その他地域防災力向上に資する事項。

（会員）

第5条 本協議会は、〇〇地区〔〇〇市内〕にある自主防災組織の代表者をもって構成する。

（役員）

第6条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任することができる。

（役員の仕事）

第7条 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

4 会計は、本協議会の会計事務をつかさどる。

5 監査役は、本協議会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本協議会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、各自主防災組織の代表者をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、幹事及び会計によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会に提出すべきこと。

(2) 総会により委任されたこと。

(3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(会費)

第11条 本協議会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第12条 本協議会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、○年○月○日から実施する。

資料編 2 実践に向けた活動のポイント

2-1 知っておきたい日常的な活動のポイント

1. 防災訓練実施計画例

個別訓練 ①（救出・救護訓練）

日 時	○月○日 ○時から○時まで
場 所	○○コミュニティ防災センター
指 導 者	○○消防署員 ○名
参 加 者	○○自主防災組織 ○名
目 的	防災資機材を活用した要救出者の救出方法等についての知識の習得
訓練内容	消防署員指導のもと、建物などの下敷きとなった要救助者の救出・ 救護方法を習得する。

1 倒壊建物からの救出・救護

準備として廃材やベニヤを利用して、倒壊した建物の屋根の部分をつくる。

- (1) 中に要救出者を模して人形等を入れておく。
- (2) 救出にあたっては、要救出者に対して声を掛け安心感を与える。
- (3) 倒壊建物に進入する場合は、余震の有無や足場の安全などを確かめ、二次災害の発生に注意する。
- (4) 要救出者の状況を確認し、救出作業の妨げとなる部分を破壊し取り除く。
- (5) ジャッキがある場合は、ジャッキで持ち上げる（ない場合は、斧やバールで屋根を壊す）。
- (6) 隙間が崩れないように角材（長さ 40～50cm）で補強する。

2 転倒家具やロッカーに挟まれている人の救出・救護

準備として廃材等を利用して倒壊した建物をつくる。

- (1) 中に要救出者を模して人形等を入れておく。
- (2) 救出にあたっては、要救出者に対して声を掛け安心感を与える。
- (3) 木材・バール（木材の太さは 10cm 以上）をテコに、あるいはジャッキで倒壊物に隙間をつくる。場合によっては、転倒物の一部を破壊し、中の物を取り出すなどして重量を軽くする。

(4) 隙間が崩れないように角材（長さ 40～50cm）で補強する。

3 高所から降りられなくなった人の救出・救護

- (1) はしごを使って救出可能な時は、はしごを使う。
- (2) 高齢者などの場合は、救出者が上にあがり要救出者の腰にロープを結び転落防止に努める。その際、結んだロープが締まらないように、もやい結びを使う。
- (3) 降りる人の速度にあわせて少しずつロープを緩め、転落しないように注意しながら降ろす。

個別訓練 ②（普通救命講習）

日 時	○月○日 ○時から○時まで
場 所	○○コミュニティ防災センター
指 導 者	○○消防署員 ○名
参 加 者	○○自主防災組織 ○名
目 的	3 時間の講習で、一人法の成人に対する心肺蘇生法を中心として、大出血時の処置方法を習得する
訓練内容	消防署員指導のもと以下を習得する。

1 座 学

- (1) 応急手当の目的
- (2) 応急手当の必要性
- (3) 応急手当の対象者とその必要性
- (4) 傷病状態の把握による応急手当
- (5) 応急手当の優先順位を決定するために必要な知識

2 実 技

- (1) 成人の心肺蘇生法
- (2) 止血法
- (3) 自動体外式除細動器（AED）の使用方法

総合訓練

日 時	○月○日 ○時から○時まで
場 所	○○コミュニティ防災センター
指 導 者	○○消防署員 ○名
参 加 者	○○自主防災組織 ○名
目 的	1 組織内各班相互間の連携及び効果的な自主防災活動の実施 2 各種防災資機材についての知識及び取扱要領の習得
想 定	○○地方は震度6強の大地震におそわれ、道路、電話等各種公共施設に大きな被害が生じ、また、倒壊したビルや家屋から火災が多発するとともに負傷者が続出した。さらに多発した火災は延焼拡大の恐れがあり、地域住民の避難が必要となったものとする。
訓練内容	以下の訓練を行う。

1 各戸訓練

地震発生（花火合図）とともに火気使用中の各家庭では、火の始末をするとともに丈夫な家具の下にもぐる等身体保護を行う。

2 通報訓練

町内に発生した火災を発見した者は、大声で付近住民に知らせるとともに119番に通報する。

3 消火訓練

○○コミュニティ防災センター周辺に発生した火災を消火器、水バケツ及びコミュニティ防災センターの資機材を活用し消火班が指導者の合図により交代して行う。

4 避難訓練

自主防災組織の初期消火活動にもかかわらず、火災が拡大したため、避難誘導班の指導のもとに○○コミュニティ防災センターまで避難する。

5 救出・救護訓練

○○コミュニティ防災センターに避難中、落下物等により負傷した者を救護所（○○コミュニティ防災センター内設置）に担架搬送するとともに応急手当を施し、近隣の病院、診療所へ搬送する。

6 給食・給水訓練

ろ水機を利用して飲料水を確保するとともに非常用備蓄食糧の試食を行う。

体験イベント型訓練

日 時	○月○日 ○時から○時まで
場 所	○○青少年育成センター
指 導 者	○○市役所職員 ○名、○○消防署員 ○名
参 加 者	○○自主防災組織 ○名
目 的	チーム対抗で消火リレー・救急法リレーなどを競いあうなどして、楽しみながら消防防災の知識を体得する。
訓練内容	以下の訓練を行う。

1 運動会形式

- (1) 消火リレー
 - ・ペットボトルなどを火にみたてて、訓練用消火器を使用して目標物を倒す。
 - ・水バケツを使用して水槽から水槽へ水を移す。
- (2) 煙体験迷路ハウス脱出タイムトライアル
 - ・迷路状になった煙体験ハウスを消防署員指導のもと、素早く通り抜ける。

2 体験形式

- (1) 心肺蘇生法マスターへの道
 - ・消防職員等の指導のもと普通救命講習を実践した後に、復習を兼ねて個別にチェックポイントを設けてチーム対抗で競う。
- (2) 避難生活アイデア工作
 - ・牛乳パックのろうそくやペットボトルと砂、木炭を使った即席のろ水器を製作する。
- (3) 非常用備蓄食糧
 - ・昼食を兼ねて、炊き出し、非常食の試食を行う。
- (4) 防災歩け歩け大会
 - ・地域の災害危険箇所の把握を行うとともに過去の被災地等を巡りながら当時の資料写真を見て、地域の防災について考える。ゴールを防災センター等として、上記イベントと組み合わせて実施する。

2-2 自分たちのまちを知る活動

「防災まち歩き」「防災マップ作り」「災害図上訓練（DIG）」などを行うことで、自分たちのまちについてより詳しく知ることができる。地域の現状を正確に把握することは、地域住民の防災意識を向上させるきっかけになるほか、防災活動の指針を策定したり、非常時の対応を考えたりする際の重要な手がかりとなる。

これらの活動は、個別に実施することもできるが、組み合わせて実施するとより効果的である。

期待できる効果

- 災害の様相をより具体的に認識できる
- わがまちの災害に対する強さ弱さがより具体的に認識できる
- みんなでワイワイ楽しく実施でき、仲間の輪がひろがる

1. 自分たちのまちを知るためのポイント

防災巡視・点検、防災まち歩き、防災マップ作り、災害図上訓練（DIG）などにおいて、地域の状況を把握する際のポイントとしては次のようなものがある。

（1）地域の状況把握のポイント

- 自然やまちのこと
 - ・大きな川、小川、用水路など
 - ・池、沼、湖、海岸線など
 - ・鉄道
 - ・道路
 - ・低地と山地・丘陵地の境界部分
 - ・田畑
 - ・広場、公園
- まちの施設や人のこと
 - ・役場や医療機関など防災活動を行う機関や施設
 - ・避難所や集合場所など、地域防災のために役に立つ施設
 - ・自主防災組織役員など、頼りになる人がいる場所
 - ・災害の時に手助けが必要な人がいる場所、手助けをしてくれる人がいる場所
 - ・落下したり倒れた時に危険となる施設
 - ・人が集まる施設

○ 災害時に危険なところ（地震）

- ・地震発生時に通行止になりそうな場所
- ・がけ崩れなどが起こりそうな場所
- ・建物が倒れたり、橋が壊れるなどの被害が想定される場所
- ・火災が発生したら燃え広がりそうな場所
- ・津波が来た場合に、被害を受けそうな場所
- ・その他、被害が想定される場所

○ 災害時に危険なところ（風水害）

- ・浸水しそうな地域
- ・親水設備のある小川、用水路
- ・建物や橋が流されるなどの被害が想定される場所
- ・地下鉄、地下のガレージ、アンダーパスなどの水に浸かりやすい場所
- ・土砂崩れが起こりそうな場所

（２）細部の点検ポイント

○ 危険物点検

- ・灯油、塗料、ガス、ベンジンなど各家庭にある危険物の保管状況
- ・ガソリンスタンドやガスを詰める施設などは消防法などで厳しく規制されているが、地域住民の目でも確認。
- ・危険物の流れ出しそうなところ

○ 道路点検

- ・地域主要道路の車両渋滞の程度
- ・違法駐車や放置自転車の状況

○ 倒壊物・落下物点検

- ・ブロック塀や石塀
- ・地域の集会所などの建物の倒壊の危険
- ・商店の棚や自動販売機
- ・地域内の看板
- ・２階建て以上の建物の窓ガラス
- ・バルコニーなどの植木鉢や洗濯機など

○ 建物点検

- ・建物や堤防などのひび割れや欠け落ちなど
- ・建物やアーケードなどのネジやボルトの緩み
- ・建物や水槽の水漏れや腐食

2. 防災まち歩き

(1) 防災まち歩きとは

自分たちの住むまちを歩き、「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」などを記録する。災害への備えや身近な危険について気付きを得ることができるほか、地域の自主防災組織、消防署、消防団、学校などが協力して行うことにより、それぞれの団体が持つ認識を共有でき、地域防災力の強化が期待できる。

また、地域をよく知る世代の方が、子供たちに過去に起こった災害や過去の自然の様子を教えたり、小学校低学年と高学年、中学生が協力して実施することにより、世代間のコミュニケーション・ツールとしても活用できる。

(2) 実施までの準備

- ・まち歩きのコース、エリアを決める。
- ・当日持ち歩いて記入できる街区地図を準備する。
- ・消防署、消防団、地域をよく知る方など、一緒にまち歩きを行う人の協力を得る。

(3) 当日の流れ

- ・まち歩きは10人程度までのグループで行う。
- ・「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」などを持ち歩き用の街区地図に書き込む。また、気づいたことや聞き取った内容をメモに取る。
- ・写真を撮影する時には、撮影場所をメモする。

※ まち歩きは、交通等に十分注意して行う。夏場は熱射病などに注意し、帽子の着用や水分補給を心がけること。

(4) まち歩き後に行うこと

まち歩きで記録した「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」を使って、防災マップ作りや災害図上訓練(D I G)を実施することができる。

防災マップ作りや災害図上訓練(D I G)を実施しない場合も、まち歩きで分かったことを発表し合い、災害時にまちがどのような状況になることが想定され、いざという時にどのような避難行動をとればよいか、などについて話し合うと効果的である。

3. 防災マップ作り

(1) 防災マップ作りとは

防災まち歩きなどで把握した「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」をペンやシールで大きな地図にマークし、気付いたことや感想を模造紙に書き込む。

(2) 準備するもの

- ・街区地図（A1～A2サイズ程度）
- ・模造紙
- ・マジックペン、丸型カラーシール、ふせん、のり、はさみ、筆記用具
- ・まち歩きで取ったメモ、まち歩きで撮影した写真等

図 防災マップの例



(3) 防災マップ作りの流れ

- 模造紙に街区地図を貼るか、地図を直接書き込む。
- 地図に「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」をペンやシールでマークする。
- 地図や模造紙に、まち歩きで撮影した写真、聞き取った内容、まちの問題点、メンバーの感想などを自由に書いたり貼ったりする。
- 災害が発生した時に、どのような行動をとるとよいか話し合う。
 - ・ 天気予報で台風が来ることが予想されている場合、事前にどの場所に、どのようなルートを通して避難すればよいか
 - ・ 急な大雨等、時間的に避難する余裕のない場合に、どのような行動をとるべきか（避難所まで避難するか、応急的な対応として建物の2階などに避難するか、など）
 - ・ 地震が発生した後、津波からの避難
 - ・ 地震が起きた後に、地域でできる活動
 - ・ 避難所の生活の中で自分たちができること
- 完成した安全マップについて、各グループで発表する。まち歩きや防災マップ作りを通じて気付いたこと、質問や疑問、感想などを自由に出し合い、議論する。



4. 災害図上訓練(D I G)

(1) 災害図上訓練(D I G)とは

参加者が地図を囲んで、自分たちのまちの自然のつくりや防災関連施設、危険箇所等の情報を書き込み、災害時の対応策について議論する訓練である。

D I GとはDisaster(災害) Imagination(想像力) Game(ゲーム)の略で、住民やボランティアを含んだ地域防災のあり方を探っていた三重県消防防災課(当時)の平野昌氏と、防衛研究所で災害救援を研究していた小村隆史氏(現富士常葉大学准教授)の2人が中心となり、自衛隊の指揮所演習で使う地図と透明シートの方式を活用して編み出したものである。

(2) 準備するもの

- ・街区地図(A1サイズ程度、1/2,500～1/5,000程度)
- ・地図を覆うことができる透明シート
- ・マジックペン、丸型カラーシール、ふせん、セロハンテープ
- ・まち歩きで取ったメモ、まち歩きで撮影した写真等
- ・洪水ハザードマップ、津波ハザードマップ等

(3) 災害図上訓練(D I G)の流れ

- ・「地震」「風水害」などの災害をテーマに設定する。
- ・参加者は「地方公共団体職員」「応援に駆けつけた支援者」「被災地住人」などになりきって演じ、立場に応じた意見を出す(役柄のゼッケンを付ける)。
- ・過去の災害をある程度教訓として反映した被害想定を各々に配布する(その際、映像資料などを活用して雰囲気づくりを行う)。
- ・「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」などを書き込み地域の状況把握を行う。
- ・被害想定に従い地図上の地域がどうなるかを地図に書き込むとともに、被害を未然に防ぐためには何が必要なのかを話し合う。
- ・次に、時間経過とともに変化した災害状況を新たに提示し、変化した被災地での対応策について新たに話し合う。
- ・最後に、自治体の防災担当部局職員など、防災の知識を有する人の講評を受ける。

資料編3 防災豆知識

3-1 わが国の自然災害の特徴と対策

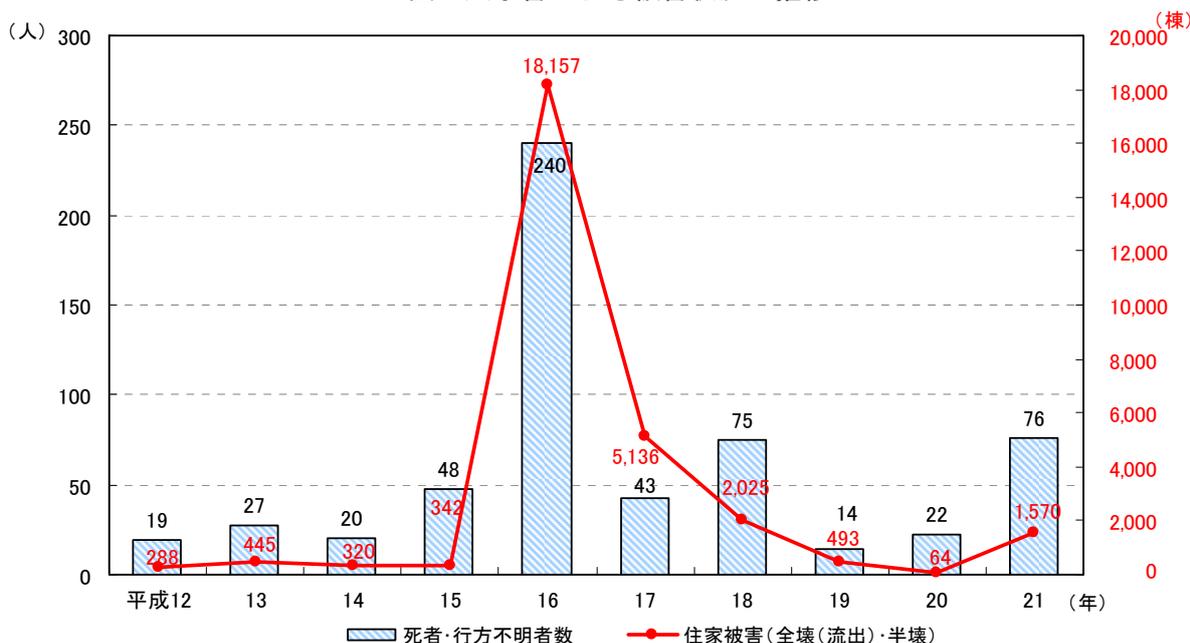
1. 風水害

我が国では、春から夏への季節の変わり目には、梅雨前線が日本付近に停滞し、活動が活発となって多量の降雨をもたらす。

また、夏から秋にかけて、熱帯域から北上してくる台風は、日本付近の天気大きな影響を及ぼしており、毎年数個の台風が接近（平成22年までの30年平均11.4個）、上陸（同年平均2.7個）し、暴風雨をもたらしたり、前線の活動が活発となって大雨を降らせたりする。こうした台風や低気圧、前線などの集中豪雨等により、広い地域で河川の急激な増水・氾濫や土砂災害などの大きな被害をもたらされている。

さらに近年、局地的に激しく降る雨（局地的大雨、俗にゲリラ豪雨と呼ばれることもある）による災害にも注目が集まっている。総雨量は集中豪雨ほど多くないが、短時間に多くの雨が降るため、中小河川が一気に氾濫したり、地下のガレージやアンダーパスなどの周囲より低い場所に急激に水が流れ込み、被害が生じることがある。

図 風水害による被害状況の推移



資料：消防庁

風水害には土砂災害、洪水、浸水、暴風、高潮など様々な態様があるが、非常持出袋の準備、側溝の掃除、避難場所の確認等の事前の備えが重要である。そして、水害などによる災害発生危険性が高まった時には、市町村から避難勧告・避難指示等が発表されるので、すぐに避難する必要がある。また、市町村からの避難勧告等が確認できない場合でも、被害が発生する危険を察知した場合は速やかに避難することが重要である。

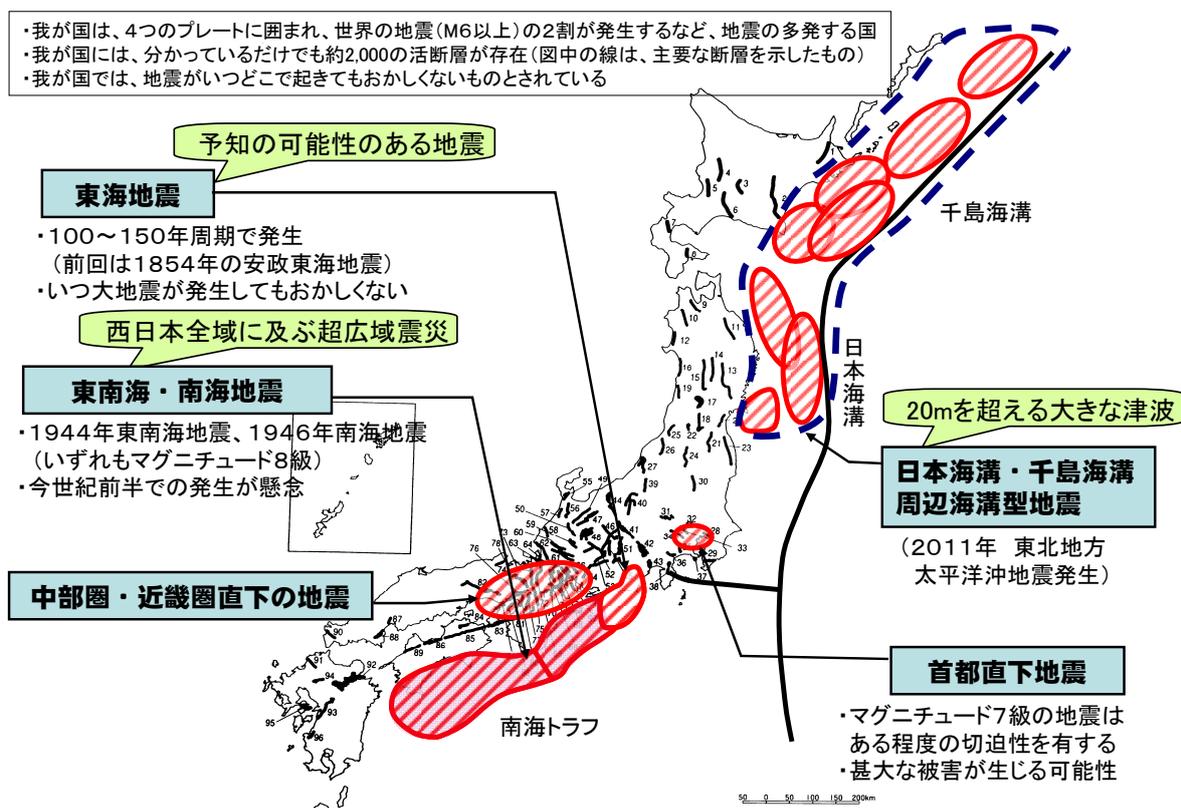
2. 地震災害

我が国は、海洋プレートと大陸プレートの境界に位置しているため、プレートの沈み込みにより発生するプレート境界型の巨大地震、プレートの運動に起因する内陸域の地殻内地震などが発生している。

また、四方を海に囲まれ、海岸線は長く複雑なため、地震の際の津波による大きな被害も発生しやすい。

災害の中でもとりわけ日頃からの十分な備えが求められるのは、いつどこでも予告なく突発的に起こりうる大地震である。その備えに当たっては、近年の地震被害の実態を十分に認識し、そうした脅威が、誰にでも降りかかりうることを自覚することが重要である。

図 発生が懸念される主な大規模地震と活断層分布



資料編 4 統計データ・法令・情報

4-1 自主防災組織の状況

1. 地域の自主防災組織の結成状況（表その1・2）

消防庁では、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の育成強化を推進するよう、都道府県、市区町村等に要請しており、平成22年4月1日現在、全国1,750市区町村のうち、1,621団体（92.6%）で自主防災組織が設置されている。

なお、全国の自主防災組織数は14万2,759組織、活動カバー率（総世帯数に対する、自主防災組織が活動範囲としている地域の世帯数）は74.4%である。東海・甲信地方や兵庫県、大分県で活動カバー率が90%を超えており、過去に大きな地震災害を経験した地域や、大規模地震の切迫性が指摘されている地域で高い傾向がある。

地域の自主防災組織のうち、町内会単位で結成されているものが13万4,265組織（94.1%）と多く、その他、小学校区単位等で結成されている組織がある。

2. 地域の自主防災組織の位置づけ（表その3）

全国市区町村における自主防災組織の位置づけについては、表その3のとおりである。平成22年4月1日現在、地域防災計画において、自主防災組織に関する事項を規定している市区町村は、1,389団体（79.4%）である。また、自主防災組織の設置に関する条例又は規則を定めている市区町村は、全国で47団体（2.7%）、同じく要綱を定めている市区町村は396団体（22.6%）である。

自主防災組織連合体（連絡協議会）を有する市町村は327団体（18.7%）である。

3. 地域の自主防災組織の育成状況（表その4）

自主防災組織の育成指導状況は、表その4のとおりであるが、平成22年4月1日現在、育成・指導研修は、主として消防本部・消防署、消防団及び市町村の防災担当課等が主体となり行われており、その方法としては防災訓練、パンフレット・手引書等の活用等となっている。

4. 地域の自主防災組織の任務および活動状況（表その5・6）

自主防災組織は、規約等により平常時又は災害時の活動内容を定めており、その状況は、表その5・6のとおりである。

平成22年4月1日現在、平常時の任務とされている活動項目は、主として防災訓練、防災知識の啓発、災害時の任務とされている活動項目は、主として初期消火、情報の収集・伝達、住民の避難誘導等となっており、それぞれの活動延べ回数についても同様の傾向となっている。

5. 地域の自主防災組織の資機材等保有状況（表その7）

自主防災組織の資機材保有状況は表その7のとおりである。

平成22年4月1日現在、ヘルメット・防火衣等の個人装備品は47.7%、消火器・バケツ等の初期消火用資機材は46.3%、情報連絡用のハンドマイクは43.9%の組織で整備されており、その他、救出・救助用資機材、救護用資機材等が整備されている。

また、消火活動を行うための可搬式動力ポンプは、12.2%の組織で整備されている。

表 地域の自主防災組織の状況（その1）

（平成22年4月1日現在）

都道府県	市区町村数	管内世帯数 (A)	自主防災組織を 有する市区町村数	自主防災組織がその 活動範囲としている 地域の世帯数 (B)	自主防災組 織カバー率 (B/A)%
北海道	179	2,654,310	120	1,284,498	48.4%
青森県	40	571,091	38	162,710	28.5%
岩手県	34	503,139	34	364,655	72.5%
宮城県	35	906,925	35	770,537	85.0%
秋田県	25	419,270	25	279,547	66.7%
山形県	35	397,683	35	286,347	72.0%
福島県	59	749,760	59	621,597	82.9%
茨城県	44	1,121,039	44	656,916	58.6%
栃木県	27	753,759	27	638,852	84.8%
群馬県	35	766,784	32	565,935	73.8%
埼玉県	64	2,910,960	64	2,318,190	79.6%
千葉県	54	2,573,718	53	1,470,778	57.1%
東京都	62	6,296,239	54	4,844,789	76.9%
神奈川県	33	3,928,288	33	2,989,965	76.1%
新潟県	30	849,247	29	610,238	71.9%
富山県	15	388,425	15	249,027	64.1%
石川県	19	444,565	19	325,502	73.2%
福井県	17	272,292	17	211,543	77.7%
山梨県	27	335,689	27	310,308	92.4%
長野県	77	814,404	72	743,468	91.3%
岐阜県	42	745,569	42	691,935	92.8%
静岡県	35	1,440,680	35	1,372,270	95.3%
愛知県	57	2,891,553	57	2,842,169	98.3%
三重県	29	724,893	29	674,628	93.1%
滋賀県	19	510,070	19	439,666	86.2%
京都府	26	1,116,543	26	987,320	88.4%
大阪府	43	3,901,462	43	3,135,117	80.4%
兵庫県	41	2,345,254	41	2,249,022	95.9%
奈良県	39	555,909	39	409,319	73.6%
和歌山県	30	428,389	30	332,970	77.7%
鳥取県	19	226,434	19	145,740	64.4%
島根県	21	276,298	21	137,515	49.8%
岡山県	27	780,663	27	396,673	50.8%
広島県	23	1,226,633	23	910,839	74.3%
山口県	19	643,004	19	445,488	69.3%
徳島県	24	320,344	24	268,072	83.7%
香川県	17	410,801	17	285,110	69.4%
愛媛県	20	630,260	20	542,993	86.2%
高知県	34	349,612	34	226,925	64.9%
福岡県	60	2,175,227	36	1,348,735	62.0%
佐賀県	20	309,659	20	184,618	59.6%
長崎県	21	611,343	21	251,061	41.1%
熊本県	45	729,603	45	388,521	53.3%
大分県	18	508,207	18	458,130	90.1%
宮崎県	26	500,694	26	318,186	63.5%
鹿児島県	43	786,259	43	535,594	68.1%
沖縄県	41	559,851	15	36,686	6.6%
合計	1,750	53,362,801	1,621	39,720,704	74.4%

表 地域の自主防災組織の状況（その2）

（平成22年4月1日現在）

都道府県	自主防災 組織数	自主防災組織数内訳			隊員数	規約等を 定めている 組織数
		町内会 単位	小学校区 単位	その他		
北海道	3,595	3,424	32	139	339,950	1,113
青森県	464	316		148	37,979	327
岩手県	1,711	1,342	18	351	363,214	1,445
宮城県	4,465	3,396	2	1,067	1,038,609	4,098
秋田県	2,704	2,548	2	154	173,086	1,274
山形県	2,937	2,845	25	67	500,787	1,867
福島県	2,461	2,261		200	471,288	1,367
茨城県	2,497	2,338	72	87	1,077,904	1,890
栃木県	2,428	2,266	18	144	462,399	885
群馬県	1,391	1,243	8	140	356,977	706
埼玉県	4,654	4,622	1	31	1,323,458	4,299
千葉県	4,720	4,693	14	13	1,726,210	3,920
東京都	6,655	6,122	113	420	4,256,617	5,288
神奈川県	7,249	6,707	452	90	3,649,670	3,628
新潟県	4,265	4,206	41	18	943,251	3,937
富山県	1,695	1,532	41	122	195,583	1,431
石川県	1,387	1,229	75	83	185,810	913
福井県	2,653	2,533	11	109	113,691	1,991
山梨県	2,276	2,276			558,541	1,292
長野県	3,725	3,698	1	26	621,938	2,503
岐阜県	4,950	4,827	60	63	672,687	2,365
静岡県	5,111	5,108		3	2,005,085	4,453
愛知県	9,774	9,649	68	57	2,884,271	8,734
三重県	3,690	3,595	30	65	382,512	3,508
滋賀県	2,030	1,953	38	39	162,656	1,277
京都府	2,032	1,755	242	35	1,820,792	1,341
大阪府	2,058	1,742	265	51	679,417	1,405
兵庫県	5,791	5,396	247	148	2,467,276	4,377
奈良県	1,429	1,371	47	11	364,765	1,000
和歌山県	1,206	1,144	42	20	469,051	1,090
鳥取県	2,014	1,896	62	56	122,323	1,192
島根県	1,361	1,193	19	149	107,772	784
岡山県	2,644	2,206	24	414	238,897	593
広島県	2,709	2,569	90	50	478,306	2,668
山口県	3,805	3,562	41	202	540,340	1,312
徳島県	2,272	2,151	14	107	367,766	2,119
香川県	2,707	2,373	23	311	212,733	678
愛媛県	2,638	2,557	71	10	829,422	2,587
高知県	1,918	1,820	27	71	376,332	1,424
福岡県	3,768	3,311	402	55	285,700	3,409
佐賀県	1,216	1,183	12	21	131,610	427
長崎県	2,020	1,946	7	67	364,805	779
熊本県	2,446	2,291	22	133	738,833	1,578
大分県	3,498	3,485	10	3	799,051	2,272
宮崎県	2,065	1,988		77	260,478	1,237
鹿児島県	3,575	3,506	32	37	652,906	2,527
沖縄県	100	91		9	7,737	23
合計	142,759	134,265	2,821	5,673	36,820,485	99,333

表 地域の自主防災組織の状況（その3）

（平成22年4月1日現在）

都道府県	市区町村数	地域防災計画において自主防災組織について規定している市区町村数	自主防災組織の設置に関する条例等を有する市区町村数		自主防災組織連合体を有する市区町村数
			条例・規則	要綱	
北海道	179	98	2	16	13
青森県	40	36		3	1
岩手県	34	33		2	12
宮城県	35	29	1	8	17
秋田県	25	20		3	6
山形県	35	28		11	10
福島県	59	48	4	6	8
茨城県	44	38	1	12	5
栃木県	27	26		1	3
群馬県	35	28		6	7
埼玉県	64	62	1	12	18
千葉県	54	45	5	23	4
東京都	62	51	5	33	19
神奈川県	33	31	1	11	11
新潟県	30	27	1	8	5
富山県	15	15	1	4	4
石川県	19	18	2	5	4
福井県	17	16	1	7	4
山梨県	27	26	1	7	3
長野県	77	54	3	10	10
岐阜県	42	36		12	7
静岡県	35	31	3	5	16
愛知県	57	52	1	35	18
三重県	29	23	1	2	9
滋賀県	19	19	1	6	2
京都府	26	23	1	13	3
大阪府	43	38		24	20
兵庫県	41	35	2	17	9
奈良県	39	29	1	7	2
和歌山県	30	25	1	9	9
鳥取県	19	16		4	5
島根県	21	17		1	4
岡山県	27	20	1	7	5
広島県	23	21	1	9	2
山口県	19	17	2	5	1
徳島県	24	19		5	11
香川県	17	12		5	5
愛媛県	20	19		4	8
高知県	34	28	1	13	6
福岡県	60	29		5	6
佐賀県	20	16		2	
長崎県	21	17		6	2
熊本県	45	29		4	1
大分県	18	14		2	2
宮崎県	26	16		2	4
鹿児島県	43	38	2	3	5
沖縄県	41	21		1	1
合計	1,750	1,389	47	396	327

表 地域の自主防災組織の状況（その４）

（平成 22 年 4 月 1 日現在）

都道府県	消防署・消防団との関係 (市区町村数)			リーダーの育成・指導研修(市区町村数)									
	平常時 訓練指 導に当 たる	災害時には 消防署・団 の下部組織 として活動	災害時に は独自の 判断に よる活動	育成・指導研修の主体					育成・指導研修の方法				
				消 防 本 部 消防署	消防団	市町村 の防災 主管課	警 察	その他	訓練を 通じて	パンフレット 手引書等 の活用	講演会 映画会 懇談会	リーダー 研修会を 開催	その他
北海道	42	30	56	45	12	48	1	8	58	47	31	18	8
青森県	33	20	24	24	7	18		1	28	19	14	10	1
岩手県	26	20	16	27	21	20	1	3	27	16	16	14	7
宮城県	29	17	22	27	13	25		1	32	21	25	25	5
秋田県	17	15	17	16	13	20		2	18	16	12	12	
山形県	24	10	25	19	14	21	1	5	25	18	19	14	1
福島県	40	30	29	37	37	41	2	2	51	29	28	22	6
茨城県	32	14	31	20	8	27		5	28	19	7	8	4
栃木県	20	9	20	20	10	16		1	19	18	10	3	1
群馬県	14	9	18	12	9	15		1	15	16	11	2	1
埼玉県	51	18	46	26	12	41	1	8	38	29	29	17	4
千葉県	37	14	39	19	9	34		2	30	27	15	12	
東京都	50	6	41	36	22	46	6	4	50	34	37	29	3
神奈川県	28	4	22	13	7	28	3	3	22	20	22	27	4
新潟県	16	5	25	12	11	26		3	19	15	14	13	5
富山県	12	7	11	10	6	11	1	4	12	8	10	9	2
石川県	18	16	14	17	12	12		2	18	11	9	6	3
福井県	15	8	12	15	5	12		1	16	8	5	11	
山梨県	19	9	14	11	10	20	2	6	21	18	13	10	2
長野県	46	31	32	26	28	33		4	42	28	25	13	4
岐阜県	28	15	24	26	25	29	1	3	33	20	21	15	1
静岡県	27	8	20	19	15	34	1	1	32	33	29	26	3
愛知県	45	5	37	24	8	38		1	40	29	22	27	2
三重県	25	12	18	17	14	24		4	25	21	21	13	
滋賀県	17	11	15	13	13	17		1	17	12	14	9	1
京都府	20	10	15	14	12	14		2	19	13	11	10	3
大阪府	35	5	30	23	8	29		6	34	28	26	20	6
兵庫県	36	13	29	26	21	28		3	38	32	27	24	4
奈良県	23	10	16	11	10	19		6	16	18	11	7	5
和歌山県	17	5	20	10	9	18	1	2	17	11	13	5	1
鳥取県	14	10	9	8	9	14		1	13	8	9	7	
島根県	14	9	13	8	8	12	1		14	8	9	4	
岡山県	21	11	15	21	15	17	1	6	20	17	21	10	2
広島県	18	4	13	14	7	12		1	15	13	8	9	
山口県	12	5	16	12	6	17	2	3	16	10	9	8	2
徳島県	17	6	13	8	6	15		5	14	8	9	6	4
香川県	13	5	7	11	3	10		1	12	8	8	5	3
愛媛県	17	1	13	11	6	14		4	13	8	9	12	1
高知県	22	8	23	14	17	21		4	22	13	17	11	
福岡県	19	12	21	13	9	11	1	6	16	10	10	7	3
佐賀県	6	3	12	7	4	12		4	7	6	3	4	6
長崎県	11	8	14	9	11	10		3	14	7	4	1	1
熊本県	23	18	31	18	18	24			24	18	10	5	3
大分県	12	7	14	10	7	11			11	8	8	2	
宮崎県	13	8	12	8	14	19	1	1	17	17	7	4	1
鹿児島県	30	22	25	28	21	33	4	5	34	27	12	13	4
沖縄県	9	6	8	9	3	5	1	1	10		4		1
合計	1,113	529	997	824	565	1,021	32	140	1,112	820	704	539	118

表 地域の自主防災組織の状況（その5）

（平成22年4月1日現在）

都道府県	平常時の任務とされている活動項目別組織数					災害時の任務とされている活動項目別組織数						
	防災訓練	防災知識の啓発	活動範囲内の防災巡視	バケツ、消火器等の配布又は共同購入	その他	災害危険箇所等の巡視	情報の収集・伝達	初期消火	負傷者等の救出・救護	住民の避難誘導	給食給水	その他
北海道	3,016	3,070	2,722	282	2,342	2,579	3,277	3,026	2,982	3,168	2,896	2,249
青森県	449	367	196	40	23	67	332	361	286	333	381	26
岩手県	1,533	1,508	1,152	457	253	859	1,201	1,279	1,252	1,239	1,278	422
宮城県	4,291	4,145	3,693	956	851	3,192	3,581	4,036	3,621	3,433	3,632	500
秋田県	2,036	2,129	1,791	816	340	1,571	2,256	2,017	1,513	1,943	1,887	332
山形県	2,602	2,485	2,232	910	510	2,076	2,726	2,815	2,668	2,691	2,604	740
福島県	1,998	2,162	1,938	234	65	1,965	2,126	2,234	2,028	2,167	1,377	69
茨城県	2,268	2,103	1,246	665	293	1,307	2,004	1,986	1,934	1,924	2,010	261
栃木県	1,535	1,687	1,118	644	29	615	1,398	2,186	1,323	1,442	1,579	417
群馬県	905	1,040	823	265	390	706	1,145	1,291	866	965	1,025	388
埼玉県	4,507	4,419	2,743	2,382	732	2,451	4,371	4,576	4,419	4,420	3,832	283
千葉県	4,435	4,220	3,699	2,960	464	3,773	4,433	4,674	4,478	4,600	4,134	528
東京都	6,387	5,368	3,749	1,311	789	3,597	5,879	5,721	5,537	5,735	5,577	2,000
神奈川県	7,249	6,843	5,518	4,554	3,290	6,245	7,249	7,249	7,052	7,038	6,504	4,572
新潟県	4,027	3,915	2,578	1,425	482	2,369	3,990	3,339	3,582	3,628	3,109	1,137
富山県	1,478	1,379	1,362	581	662	1,397	1,657	1,625	1,528	1,565	1,390	329
石川県	1,034	872	880	278	149	571	855	1,248	984	1,027	534	201
福井県	2,546	2,071	2,161	1,540	275	725	2,178	2,578	2,019	2,080	1,886	
山梨県	2,276	1,537	1,231	683	331	1,368	2,265	2,238	2,118	2,276	1,803	422
長野県	3,480	3,008	1,961	1,216	191	2,244	3,300	3,458	3,356	3,350	2,553	720
岐阜県	4,892	4,005	2,233	1,217	273	2,951	4,584	4,893	4,480	4,863	4,076	2,068
静岡県	5,111	4,951	3,178	2,466	1,298	4,178	5,111	5,087	5,056	4,822	4,731	1,430
愛知県	9,743	9,400	3,535	7,071	2,114	3,041	9,351	9,704	9,531	9,545	9,235	7,336
三重県	3,618	3,255	2,313	1,505	372	1,558	3,441	3,458	3,432	3,521	2,280	290
滋賀県	1,725	1,490	1,465	877	394	1,083	1,557	1,808	1,562	1,634	1,482	304
京都府	1,194	1,268	816	714	689	884	1,088	1,342	1,005	1,266	943	713
大阪府	1,781	1,732	856	390	633	785	1,741	1,796	1,943	1,726	1,636	295
兵庫県	5,415	5,080	4,329	1,695	1,040	4,011	5,394	5,363	5,062	5,115	3,807	926
奈良県	1,159	990	1,034	610	72	803	1,083	1,280	1,025	1,094	872	51
和歌山県	1,117	1,107	581	315	255	422	960	1,025	1,018	1,090	726	59
鳥取県	1,802	1,248	1,347	803	710	1,651	1,525	1,535	1,298	1,435	958	
島根県	911	894	489	375	350	492	681	1,047	836	677	487	340
岡山県	1,423	1,126	774	392	279	478	1,393	1,985	1,022	1,428	1,455	82
広島県	2,639	2,633	2,564	383	2,158	2,472	2,620	2,631	2,581	2,659	2,500	2,127
山口県	1,896	2,319	1,655	897	63	1,691	3,395	2,101	1,774	1,549	1,367	32
徳島県	1,995	1,908	1,054	149	940	1,855	2,019	2,196	2,049	2,069	1,785	1,050
香川県	2,541	2,338	1,723	330	1,059	1,566	2,345	2,364	1,987	2,407	1,739	1,059
愛媛県	2,443	2,550	2,024	1,282	772	1,775	2,630	2,549	2,549	2,549	2,505	772
高知県	1,739	1,601	1,235	466	111	1,141	1,600	1,617	1,508	1,608	1,106	150
福岡県	3,529	3,471	3,473	115	163	3,485	3,515	3,587	3,472	3,525	3,404	3,148
佐賀県	509	509	863	58	70	477	554	403	235	739	222	2
長崎県	1,381	1,617	935	425	127	1,079	1,781	1,531	1,396	1,730	793	163
熊本県	2,003	1,693	1,725	879	103	1,764	2,023	1,900	1,724	1,913	1,155	102
大分県	2,865	2,794	1,955	457		2,298	2,757	2,940	2,565	2,770	1,857	216
宮崎県	1,534	1,268	1,405	627	229	1,697	1,649	1,777	1,590	1,628	1,111	16
鹿児島県	2,988	2,578	2,125	686	175	2,706	2,856	2,829	2,358	2,867	2,293	629
沖縄県	44	21	61	1	4	76	34	93	33	62	15	9
合計	126,049	118,174	88,540	47,384	26,914	86,096	123,910	126,778	116,637	121,315	104,531	38,965

表 地域の自主防災組織の状況（その6）

（平成22年4月1日現在）

都道府県	平常時の活動延べ回数					災害時の活動延べ回数						
	防災訓練	防災知識の啓発	活動範囲内の防災巡視	バケツ、消火器等の配布又は共同購入	その他	災害危険箇所等の巡視	情報の収集・伝達	初期消火	負傷者等の救出・救護	住民の避難誘導	給食給水	その他
北海道	2,694	2,511	2,300	29	2,247	1,941	1,982	1,998	2,003	1,992	1,983	1,961
青森県	255	362	395	6	99	4	5	5	2	6	6	
岩手県	768	817	566	90	193	83	86	69	19	64	53	28
宮城県	3,676	3,949	2,960	252	83	961	579	229	247	367	229	
秋田県	1,049	1,148	1,601	685	541	32	163	81	5	52	19	
山形県	1,029	1,032	711	119	48	50	205	257	220	218	216	8
福島県	783	884	954	48	51	135	142	99	4	44	43	
茨城県	1,626	1,203	867	55	411	129	341	336	314	313	212	
栃木県	468	1,176	3,151	115	8			21	1	2	18	
群馬県	335	244	239	50	84	38	23	80	10	9	35	
埼玉県	4,008	2,742	3,672	753	2,984	3	256	23	10	13	13	
千葉県	2,563	2,387	856	218	123	197	235	291	218	254	162	72
東京都	5,333	3,928	2,227	762	432	866	1,455	1,445	1,445	1,585	1,257	598
神奈川県	6,021	4,566	4,116	3,872	3,272	956	1,038	1,061	1,060	1,004	516	480
新潟県	2,540	1,084	666	171	82	1	1	11				13
富山県	508	411	1,047	23		160	165	11	4	9	10	
石川県	830	443	634	94	299	5	138	209	114	138	16	40
福井県	2,352	985	1,415	653	38	703	872	466	436	439	318	
山梨県	1,692	1,181	560	217	158	157	478	388	163	538	39	
長野県	2,761	2,091	839	378	22	556	1,200	1,435	1,081	1,199	683	336
岐阜県	2,377	1,596	1,162	151	51	39	521	855	512	759	160	5
静岡県	6,946	4,021	3,311	962	665	854	1,906	1,475	1,362	1,771	1,454	124
愛知県	10,822	9,730	1,087	1,171	545	455	695	1,095	735	579	495	49
三重県	2,745	2,291	1,392	932	159	121	1,148	1,165	1,091	1,229	253	
滋賀県	1,468	1,706	4,602	506	1,106	67	158	242	100	153	78	2
京都府	907	744	564	238	422	217	265	209	77	236	55	448
大阪府	1,309	770	195	52	321	82	89	36	8	13	24	
兵庫県	5,352	3,393	1,658	493	623	311	374	230	150	232	11	30
奈良県	868	738	970	349	29	114	218	238	224	215	69	
和歌山県	557	504	271	33	24	2,860	202	81	60	205	154	
鳥取県	1,545	660	1,342	214	581	244	170	186	171	172	170	
島根県	726	732	307	239	88	58	36	32	18	21	18	32
岡山県	533	658	410	65	182	40	35	343	16	18	31	
広島県	2,066	2,556	194	44	1,266	56	47	11	8	27	41	1
山口県	463	1,050	1,768	31	96	335	2,127	48	48	65	17	61
徳島県	825	746	176	10	86	67	83	158	154	160	13	
香川県	766	733	325	12	190	119	119	130	123	119	120	
愛媛県	1,989	1,105	661	168	341	23	99	76	65	103	59	
高知県	843	522	202	145	75	72	166	165	128	237	30	
福岡県	708	659	334	3	42	83	225	49	1	26	7	
佐賀県	272	296	298		59	318	155	28	76	86	76	2
長崎県	244	192	86	30	54	131	111	44	7	7	7	
熊本県	1,675	1,412	1,315	998	43	201	376	153	80	139	48	3
大分県	399	386	341	1		108	119	126	105	122	109	7
宮崎県	866	1,072	1,016	578	199	744	762	570	519	524	515	16
鹿児島県	923	1,170	907	131	63	180	445	81	69	136	72	31
沖縄県	34	16	40			29	3	13		4	1	
合計	89,519	72,602	54,710	16,146	18,485	14,905	20,018	16,354	13,263	15,604	9,915	4,347

表 地域の自主防災組織の状況（その7）

（平成22年4月1日現在）

都道府県	資 機 材 の 保 有 状 況（組織数）									
	消火器・バケツ等初期消火用資機材	情報連絡用資機材		ジャッキ・パール等救助用資機材	テント、担架等の避難・救出用資機材	土のう用袋、かけや等の水防用資機材	救急医療用セットろ水器等の救護用資機材	ヘルメット、防火衣等個人装備品	ビデオ装置等の防災知識普及用資機材	可・搬・式動力ポンプ
		携帯用無線	ハンドマイク							
北海道	2,171	80	313	2,313	2,233	95	2,311	469	11	191
青森県	123	23	118	112	117	21	118	126	14	105
岩手県	534	27	643	394	233	79	482	693	18	183
宮城県	2,353	92	2,610	764	1,448	1,166	1,756	1,029	23	165
秋田県	830	39	652	249	499	64	460	634	12	140
山形県	1,200	204	1,194	276	1,105	165	789	1,079	34	206
福島県	778	18	1,209	489	666	512	496	594	4	61
茨城県	1,713	182	1,114	653	1,061	266	869	1,490	36	230
栃木県	623	115	668	311	590	55	321	669	10	48
群馬県	549	51	524	213	237	278	215	494	1	130
埼玉県	2,892	680	2,216	2,290	2,462	836	2,025	2,659	27	453
千葉県	3,035	405	3,309	2,679	2,807	1,395	3,458	3,735	5	262
東京都	3,627	905	5,067	3,791	4,401	1,271	3,724	4,583	20	2,577
神奈川県	2,954	1,173	3,575	3,010	3,032	2,047	3,139	3,589	40	290
新潟県	1,474	772	1,816	1,512	2,245	1,012	1,492	1,946	497	118
富山県	1,078	103	697	878	768	452	593	973	22	166
石川県	447	10	212	210	128	113	105	490	2	655
福井県	596	24	269	344	367	233	130	558	15	794
山梨県	1,520	367	1,228	900	1,460	538	712	1,142	16	467
長野県	1,498	224	1,359	752	1,031	920	821	2,358	158	367
岐阜県	2,041	21	1,588	929	747	366	399	2,804	5	458
静岡県	4,755	2,685	4,625	4,768	4,793	3,677	4,661	4,423	297	3,905
愛知県	7,665	436	9,127	2,663	4,067	1,515	2,263	9,227	7	760
三重県	2,292	686	2,024	2,537	2,301	586	2,006	2,298	4	453
滋賀県	955	120	462	781	563	189	281	1,174	201	951
京都府	1,048	51	493	587	522	500	120	535	36	113
大阪府	929	451	784	1,251	1,127	234	1,078	1,242	176	514
兵庫県	4,580	615	3,547	3,789	2,927	3,378	2,455	3,643	264	899
奈良県	779	52	232	361	298	248	243	430	17	128
和歌山県	360	132	322	493	449	261	315	399	17	21
鳥取県	956	15	151	152	153	216	168	381		589
島根県	534	12	322	319	344	317	349	379	10	102
岡山県	309	24	520	170	207	158	185	324	3	146
広島県	507	86	480	236	261	241	160	692	33	26
山口県	159	66	318	142	138	109	59	301	22	51
徳島県	572	7	352	431	191	91	93	425	3	59
香川県	1,822	39	1,303	1,323	1,649	1,342	1,224	945		87
愛媛県	1,069	26	1,473	1,741	1,528	256	317	1,076	2	9
高知県	1,121	186	800	1,098	821	718	821	893	3	122
福岡県	504	6	414	275	1,190	232	80	3,279	5	69
佐賀県	126		45	19	37	31	18	281		5
長崎県	660	23	1,182	11	716	263	658	479	65	42
熊本県	436	17	440	13	57	164	57	769	1	57
大分県	577	261	624	14	142	106	222	279	2	13
宮崎県	877	189	1,009	455	884	182	336	1,003	11	119
鹿児島県	449	37	1,200	197	583	284	209	1,115	9	111
沖縄県	33	2	57	34	26	1	50	20	18	9
合計	66,110	11,739	62,687	46,929	53,611	27,183	42,843	68,126	2,176	17,426

4-2 関連法令集

1. 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第8条第2項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

[条文の解説]

1 「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」とは、具体的には自治会、町内会などを構成単位とする自主防災組織である。これらの組織は、現行制度上は市町村の組織ではないが、事実上市町村と住民の間の意志疎通機関等として機能しているものが多い。災害に際しては、警報の伝達、避難の指示、物資の配分その他の災害応急対策に効果的な働きをしているものが多いが、このような自発的な防災組織の育成を市町村に義務づけている。

2 自主防災組織とは、防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分達の地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害時には、災害による被害を防止し、軽減するため、初期消火、避難誘導、炊き出し等の活動を行う組織、いわば実動部隊としての役割を期待されているものである。

3 なお、自主防災組織とボランティアとの差異は、自主防災組織がもっぱら自分たちの地域は自分たちで守ろうという自衛的な組織であるのに対し、ボランティアは、自分たちの地域に限らず他人に対して奉仕活動等を行うものであるところにある。

（住民等の責務）

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

〔 条文の解説 〕

- 1 「住民」とは、自然人のみならず法人も含まれる。
- 2 「自ら災害に備えるための手段を講ずる」とは、災害予防に関する住民の責務を明らかにしたものであり、例えば、防災についての知識を身につけること、非常持出品の用意や備蓄品の点検、家具等の転倒防止等が挙げられる。
- 3 「防災に寄与」とは、災害の発生の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に積極的に応ずること、例えば、防災訓練への参加、災害を発見した場合の通報、避難についての協力、応急措置への協力等が考えられる。また、自主防災組織に参加してその活動に加わることも防災に寄与することに含まれる。

（施策における防災上の配慮等）

第8条

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一～十二 （省略）

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

十四～十八 （省略）

〔 条文の解説 〕

- 1 第二項第十三号では、ボランティア団体との連携、登録・研修制度、災害時におけるボランティアの受付・調整等の受け入れ体制の確保、ボランティア活動拠点の確保・提供、自主防災組織の資機材の充実、自主防災組織の活動拠点の整備、自主防災組織のリーダーの育成、優良企業等に対する表彰等を行うよう努めるべきことを規定している。

- 2 「その他国民の自発的な防災活動」とは、例えば、企業が顧客や従業員を守るための活動、輸送・炊き出し・施設の開放等の企業による社会貢献活動、個人や企業による義援金・義援物資の提供、商工会・組合等公共的団体等の防災活動等である。
- 3 消防庁は、自主防災活動の実施にあたって活用できる冊子・教本・防災教材等の作成、自主防災の育成指導に当たる地方公共団体職員を対象とする講習会の開催、防災まちづくり大賞の後援や優良少年消防クラブの表彰、災害ボランティアの活動環境の整備（行政との関わり、人材育成等）に関する検討等を行うなど、住民の自発的な防災活動の促進に係る様々な施策を展開している。

2. 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）

（消防庁の任務及び所掌業務）

第 4 条 消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に関し広域的に対応する必要がある事務その他の消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とする。

2 消防庁は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十六 省略

二十七 住民の自主的な防災組織が行う消防に関する事項

二十八 省略

（教育訓練の機会）

第 52 条 消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

2 国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成 16 年法律第 112 号)

(国民の協力等)

第 4 条 国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

3 国及び地方公共団体は、自主防災組織（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 5 条第 2 項の自主防災組織をいう。以下同じ。）及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

第 173 条 国民は、この法律の規定により緊急対処保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

3 国及び地方公共団体は、自主防災組織及びボランティアにより行われる緊急対処保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

[条文の解説]

1 国民保護法では、同法の規定による「国民の保護のための措置」及び「緊急対処保護措置」の実施に関して、国や地方公共団体が国民に協力を要請できる場合として、① 避難に関する訓練への参加、② 避難住民の誘導の援助、③ 救援の援助、④ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の当該武力攻撃災害への対処に関する措置の援助、⑤ 住民の健康の保持又は環境衛生の確保の援助を規定している。

2 国や地方公共団体が協力を要請した場合でも、これに応ずるか否かについては任意であって義務ではないが、国民においては必要な協力をするのが期待される。

なお、国や地方公共団体から要請がない場合であっても、国民の自発的な協力が期待されることは言うまでもない。

3 「強制」とは、国民の自由な意思を拘束し、協力の要請に対し、それを拒否できないような状況に置くことである。

4 国民保護法における自主防災組織及びボランティアにより行われる措置に資するための自発的な活動に対する国及び地方公共団体の支援の内容としては、活動場所の提供や必要な情報の提供等を考えているが、その活動内容を踏まえた財政的な支援も想定される。

4-3 防災に関する情報

1. 防災に関する情報を得るために

以下のホームページでは、防災に関する情報や自主防災組織の活動に関する情報を発信している。

（国が発信する防災情報）

- ・ 消防庁 (<http://www.fdma.go.jp/>)
- ・ 内閣府（防災情報 <http://www.bousai.go.jp/>）

（関係機関が発信する防災情報）

- ・ 財団法人 消防科学総合センター (<http://www.isad.or.jp/>)
- ・ 独立行政法人 防災科学技術研究所 (<http://www.bosai.go.jp/>)

（自主防災組織等の活動や事例について）

- ・ 防災まちづくり大賞（財団法人 消防科学総合センター <http://www.isad.or.jp/>）
- ・ 消防防災博物館（財団法人 消防科学総合センター <http://www.bousaihaku.com/>）
- ・ 防災まちづくりポータルサイト
（内閣府 <http://www.udri.net/portal/index.htm>）

（防災に関するe-ラーニング）

- ・ e-カレッジ（消防庁 <http://www.e-college.fdma.go.jp/>）

（災害に関する経験と教訓について）

- ・ 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター (<http://www.dri.ne.jp/>)
- ・ 中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会」
(<http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/kyoukun/>)

2. 消防庁及び都道府県自主防災組織所管課一覧

平成 23 年 2 月現在

	担当課	電話	FAX	ホームページアドレス
消防庁	国民保護・防災部 防災課	03-5253-7525	03-5253-7535	http://www.fdma.go.jp/

(都道府県)

	担当課	電話	FAX	ホームページアドレス (防災ページ又はトップページ)
1	北海道 総務部危機対策局 危機対策課	011-204-5008	011-231-4314	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/
2	青森県 総務部防災消防課	017-734-9088	017-722-4867	http://www.bousai.pref.aomori.jp/
3	岩手県 総務部総合防災室	019-629-5153	019-629-5174	http://www.pref.iwate.jp/
4	宮城県 総務部危機対策課	022-211-2376	022-211-2398	http://www.pref.miyagi.jp/kikitaisaku/
5	秋田県 総務部総合防災課	018-860-4564	018-824-1190	http://www.pref.akita.lg.jp/
6	山形県 生活環境部危機管理・ くらし安心局危機管理課	023-630-2231	023-633-4711	http://www.pref.yamagata.jp/bosai/
7	福島県 生活環境部 災害対策課	024-521-7194	024-521-7920	http://www.cms.pref.fukushima.jp/
8	茨城県 生活環境部 消防防災課	029-301-2885	029-301-2898	http://www.pref.ibaraki.jp/
9	栃木県 県民生活部 消防防災課	028-623-2136	028-623-2146	http://www.pref.tochigi.lg.jp/
10	群馬県 総務部危機管理室	027-226-2245	027-221-0158	http://www.pref.gunma.jp/05/a5510001.html
11	埼玉県 危機管理防災部 消防防災課	048-830-3181	048-830-4779	http://www.pref.saitama.lg.jp/
12	千葉県 防災危機管理監 防災危機管理課	043-223-2176	043-222-5208	http://www.pref.chiba.lg.jp/seikatsu-fukushi/seikatsu/bousai/
13	東京都 総務局総合防災部 防災管理課	03-5388-2528	03-5388-1270	http://www.bousai.metro.tokyo.jp/
14	神奈川県 安全防災局危機管理部 災害対策課	045-210-3425	045-210-8829	http://www.pref.kanagawa.jp/
15	新潟県 防災局防災企画課	025-282-1606	025-282-1607	http://www.pref.niigata.lg.jp/bosai/
16	富山県 知事政策局 防災・危機管理課	076-444-3187	076-432-0657	http://www.pref.toyama.jp/
17	石川県 総務部危機管理監室 危機対策課	076-225-1482	076-225-1484	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/
18	福井県 安全環境部 危機対策・防災課	0776-20-0308	0776-22-7617	http://www.pref.fukui.jp/
19	山梨県 総務部消防防災課	055-223-1432	055-223-1439	http://www.pref.yamanashi.jp/bosai/
20	長野県 危機管理部 危機管理防災課	026-235-7184	026-233-4332	http://www.pref.nagano.lg.jp/kikikan/saigai.htm

		担当課	電話	FAX	ホームページアドレス (防災ページ又はトップページ)
21	岐阜県	防災課	058-272-1125	058-271-4119	http://www.pref.gifu.lg.jp/bosai-bohan/
22	静岡県	危機管理部 危機情報課	054-221-3366	054-221-3252	http://www.pref.shizuoka.jp/
23	愛知県	防災局 防災危機管理課	052-954-6191	052-954-6911	http://www.pref.aichi.jp/bousai/
24	三重県	防災危機管理部 地震対策室	059-224-2185	059-224-2199	http://www.bosaimie.jp/
25	滋賀県	防災危機管理局	077-528-3432	077-528-4994	http://www.pref.shiga.jp/bousai/
26	京都府	府民生活部 危機管理・防災課	075-414-4472	075-414-4477	http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/
27	大阪府	政策企画部 危機管理室	06-6944-6183	06-6944-6654	http://www.pref.osaka.jp/
28	兵庫県	企画県民部 災害対策局消防課	078-362-9821	078-362-9915	http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate2_205.html
29	奈良県	総務部知事公室安全・安心まちづくり推進課	0742-27-8576	0742-27-5280	http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1828.htm
30	和歌山県	総務部危機管理局 総合防災課	073-441-2271	073-422-7652	http://www.pref.wakayama.lg.jp/
31	鳥取県	防災局防災チーム	0857-26-7873	0857-26-8137	http://www.pref.tottori.lg.jp/bosaihp/
32	島根県	総務部消防防災課	0852-22-6380	0852-22-5930	http://www.pref.shimane.lg.jp/
33	岡山県	危機管理課	086-226-7293	086-225-4659	http://kikikanri.pref.okayama.jp/
34	広島県	危機管理監 消防保安課	082-513-2790	082-227-2122	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/
35	山口県	総務部 防災危機管理課	083-933-2367	083-933-2408	http://www.pref.yamaguchi.jp/
36	徳島県	危機管理部 南海地震防災課	088-683-2100	088-683-2002	http://anshin.pref.tokushimajp/home/
37	香川県	防災局危機管理課	087-832-3183	087-831-8811	http://www.pref.kagawa.lg.jp/bosai/
38	愛媛県	県民環境部防災局 危機管理課	089-912-2335	089-941-0119	http://www.pref.ehime.jp/bosai/
39	高知県	危機管理部 地震・防災課	088-823-9317	088-823-9253	http://www.pref.kochi.lg.jp/
40	福岡県	総務部 消防防災課	092-643-3113	092-643-3117	http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/
41	佐賀県	統括本部消防防災課	0952-25-7027	0952-25-7262	http://www.pref.saga.lg.jp/
42	長崎県	危機管理防災課	095-895-2143	095-821-9202	http://www.pref.nagasaki.jp/
43	熊本県	総務部 危機管理・ 防災消防室	096-333-2115	096-383-1503	http://cyber.pref.kumamoto.jp/bousai/
44	大分県	生活環境部 防災危機管理課	097-506-3155	097-533-0930	http://www.pref.oita.jp/site/bosaiizen/

		担当課	電話	FAX	ホームページアドレス (防災ページ又はトップページ)
45	宮崎県	総務部危機管理局 危機管理課	0985-26-7618	0985-26-7304	http://www.pref.miyazaki.lg.jp/
46	鹿児島県	危機管理局 危機管理防災課	099-286-2256	099-286-5519	http://www.pref.kagoshima.jp/
47	沖縄県	知事公室 防災危機管理課	098-866-2143	098-866-3204	http://www.pref.okinawa.jp/

(政令指定都市)

		担当課	電話	FAX	ホームページアドレス (防災ページ又はトップページ)
1	札幌市	危機管理対策室 危機管理対策課	011-211-3062	011-218-5115	http://www.city.sapporo.jp/kikikanri/
2	仙台市	消防局警防部予防課	022-234-1111	022-234-1411	http://www.city.sendai.jp/
3	さいたま市	総務局危機管理部防災課	048-829-1126	048-829-1978	http://www.city.saitama.jp/
4	千葉市	市民局市民部 総合防災課	043-245-5151	043-245-5597	http://www.city.chiba.jp/
5	横浜市	消防局危機管理課	045-671-3456	045-641-1677	http://www.city.yokohama.jp/
6	相模原市	危機管理室	042-751-9128	042-751-9112	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/
7	川崎市	総務局危機管理室	044-200-2842	044-200-3972	http://www.city.kawasaki.jp/
8	新潟市	市民生活部危機管理 防災課	025-226-1143	025-224-0768	http://www.city.niigata.jp/
9	静岡市	経営管理局危機管理部 防災対策課	054-221-1248	054-251-5783	http://www.city.shizuoka.jp/
10	浜松市	総務部 危機管理課	053-457-2537	053-457-2530	http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/
11	名古屋市	消防局予防部予防課	052-972-3543	052-972-4196	http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/20-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html
12	京都市	消防局安全救急部 市民安全課	075-212-6692	075-252-6356	http://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/
13	大阪市	危機管理室	06-6208-7388	06-6202-3776	http://www.city.osaka.lg.jp/
14	堺市	危機管理室	072-228-7605	072-222-7339	http://www.city.sakai.osaka.jp
15	神戸市	消防局予防部予防課	078-322-5754	078-325-8525	http://www.city.kobe.lg.jp/
16	岡山市	消防局防災管理課	086-803-1082	086-234-7066	http://www.city.okayama.jp/soumu/bousai/
17	広島市	消防局予防部予防課	082-546-3476	082-249-1160	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/genre/000000000000/1001000000580/
18	北九州市	危機管理室地域防災課	093-582-2110	093-582-2112	http://www.city.kitakyushu.jp/
19	福岡市	市民局生活安全・危機対 策部防災・危機管理課	092-711-4056	092-733-5861	http://www.city.fukuoka.lg.jp/

3. 全国の主な防災センター施設一覧

都道府県	名称	電話	住所
北海道	札幌市民防災センター	011-861-1211	札幌市白石区南郷通 6 丁目北 2 番 1 号
北海道	江別河川防災ステーション	011-381-9177	江別市大川通 6
北海道	小樽市市民消防防災研修センター	0134-22-1517	小樽市天神 2 丁目 18 番 17 号
北海道	伊達市防災センター	0142-23-9119	伊達市松ヶ枝町 13 番地 1
北海道	釧路市民防災センター	0154-23-0425	釧路市南浜町 4 番 8 号
青森県	青森県防災教育センター	017-788-4221	青森市大字新城字天田内 183-3
岩手県	岩手県立総合防災センター	019-697-7741	紫波郡矢巾町藤沢 3-117-1
宮城県	登米市消防防災センター	0220-22-0119	登米市迫町森字平柳 25 番地
宮城県	気仙沼・本吉広域防災センター	0226-22-6688	気仙沼市字赤岩五駄鱈 43-2
秋田県	秋田県消防学校防災センター	0184-73-2850	由利本荘市岩城内道川字築館 1-1
山形県	山形県防災学習館	0235-66-4626	東田川郡三川町大字横山字堤 27-1
栃木県	栃木県防災館	028-674-4843	宇都宮市中里 248
埼玉県	埼玉県防災学習センター	048-549-2313	鴻巣市袋 30 番地
千葉県	千葉県西部防災センター	047-331-5511	松戸市松戸 558-3
東京都	東京消防庁消防博物館	03-3353-9119	新宿区四谷 3-10
東京都	東京消防庁本所防災館	03-3621-0119	墨田区横川 4-6-6
東京都	東京消防庁池袋防災館	03-3590-6565	豊島区西池袋 2-37-8
東京都	東京消防庁立川防災館	042-521-1119	立川市泉町 1156-1
東京都	新宿区立防災センター	03-5361-2460	新宿区市谷仲之町 2-42
東京都	品川区防災センター	03-5742-6697	品川区広町 2-1-36
東京都	目黒区防災センター地震の学習館	03-5723-8517	目黒区中央町 1-9-7
東京都	北区防災センター	03-3940-1811	北区西ヶ原 2-1-6
東京都	荒川区立防災センター	03-3803-8711	荒川区荒川 2-25-3
神奈川県	総合防災センター	046-227-1700	厚木市下津古久 280
神奈川県	横浜市民防災センター	045-312-0119	横浜市神奈川区沢渡 4-7
新潟県	佐渡市消防本部防災センター	0259-51-0123	佐渡市八幡 58
新潟県	燕・弥彦総合事務組合消防本部防災センター	0256-92-1119	燕市吉田浜首 408 番地 1
新潟県	糸魚川市消防本部防災センター	025-552-2311	糸魚川市南寺島 2 丁目 10 番 20 号
富山県	射水市防災センター	0766-82-8333	射水市本町二丁目 13 番 1 号
石川県	小松市民防災センター	0761-20-2706	小松市園町ホ 110-1
石川県	七尾鹿島防災学習センター	0767-53-0119	七尾市つつじが浜 3 番地 83
福井県	福井市防災センター	0776-20-5156	福井市和田東 2 丁目 2207 番地

都道府県	名称	電話	住所
山梨県	山梨県立防災安全センター	055-273-1048	中央市今福 991
長野県	長野市防災市民センター	026-227-8002	長野市大字鶴賀 1730-2
岐阜県	岐阜県広域防災センター	0586-89-4192	各務原市川島小網町 2151
静岡県	静岡県地震防災センター	054-251-7100	静岡市葵区駒形通 5 丁目 9 番 1 号
愛知県	愛知県防災教育センター	0561-53-2015	尾張旭市大字新居 5182-1393
愛知県	名古屋市港防災センター	052-651-1100	名古屋市港区港明 1-12-20
愛知県	豊田市防災学習センター	0565-35-9724	豊田市長興寺 5-17-1
愛知県	新城市防災学習ホール	0536-22-4822	新城市平井字新栄 83
京都府	京都市市民防災センター	075-662-1849	京都市南区西九条菅田町 7
京都府	舞鶴市防災センター	0773-65-0216	舞鶴市字浜 80 番地 4
大阪府	津波・高潮ステーション	06-6541-7799	大阪市西区江之子島 2 丁目 1-64
大阪府	大阪市立阿倍野防災センター	06-6643-1031	大阪市阿倍野区阿倍野筋 3 丁目 13 番 23 号
大阪府	東大阪市消防局防災学習センター	072-966-9998	東大阪市稲葉 1 丁目 1 番 9 号
兵庫県	人と防災未来センター	078-262-5050	神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2
兵庫県	神戸市民防災総合センター	078-743-3771	神戸市北区ひよどり北町 3-1
兵庫県	ひめじ防災プラザ	079-223-9977	姫路市三左衛門堀西の町 3 番地
奈良県	奈良市防災センター	0742-35-1106	奈良市八条 5 丁目 404 番地の 1
岡山県	岡山市西消防署・消防防災センター	086-256-1119	岡山市北区野殿西町 427-1
広島県	広島市総合防災センター	082-843-0918	広島市安佐北区倉掛二丁目 33 番 1 号
広島県	呉市防災センター	0823-74-1310	呉市広古新開 2 丁目 1-9
広島県	尾道市防災センター	0848-55-3113	尾道市東尾道 18 番地 2
山口県	山口県大島防災センター	0820-79-1133	大島郡周防大島町大字久賀 5066-5
徳島県	徳島県立防災センター	088-683-2000	板野郡北島町鯛浜字大西 165
香川県	香川県防災センター	087-881-0567	高松市生島町 689-11
香川県	三観広域防災センター	0875-24-0119	観音寺市坂本町一丁目 1 番 7 号
香川県	高松市民防災センター	087-815-0126	高松市多肥下町 1530 番地 16
愛媛県	松山市防災センター	089-911-1881	松山市萱町 6 丁目 30 番地 5
愛媛県	東温市防災センター	089-964-5210	東温市横河原 1376
福岡県	福岡市民防災センター	092-847-5990	福岡市早良区百道浜 1-3-3
熊本県	熊本市広域防災センター	096-363-0265	熊本市大江 3 丁目 1-3
宮崎県	宮崎県東児湯消防組合防災センター	0983-22-1361	児湯郡高鍋町大字上江 4526
鹿児島県	鹿児島県防災研修センター	0995-64-5251	始良市平松 6252 番地
沖縄県	防災研修センター	098-929-0901	沖縄市美里 5-29-1

資料編5 改訂経過

5-1 改訂経過

本手引における策定経過は次のとおり。

なお、ここに掲げているのは平成19年3月の改訂の経緯であり、その後、平成23年3月にも改訂を実施している。

《 時 期 》	《 策 定 経 過 (実 施 内 容) 》
平成18年 8月 17日	「自主防災組織の手引」改訂委員 委嘱状交付
9月 6日	「自主防災組織の手引」改訂委員会 第1回会議開催 (場所：経団連会館) ○ 議事案件 1) 改訂の趣旨 2) 改訂内容のポイントについて
12月 14日	「自主防災組織の手引」改訂委員会 第2回会議開催 (場所：経団連会館) ○ 議事案件 1) 第1回会議の議事概要について 2) 改訂版「自主防災組織の手引」素案について 3) 事例について 4) 資料編について
平成19年 3月 6日	「自主防災組織の手引」改訂委員会 第3回会議開催 (場所：経団連会館) ○ 議事案件 1) 第2回会議の議事概要について 2) 改訂版「自主防災組織の手引」素案について

5-2 改訂委員会設置要綱

「自主防災組織の手引」改訂委員会 設置要綱

1 目的

現行の「自主防災組織の手引-コミュニティと防災-」は発行（平成14年度）から数年経過しており、その間、新潟県中越地震や平成16年に多発した風水害、平成18年豪雪等災害が相次いで発生し、防災情報の伝達や災害時要援護者対策等の課題も出てきている。また、消防庁では自主防災組織等の地域コミュニティを核に消防団等地域の様々な団体と連携し防災活動等を行う「地域安心安全ステーション」事業を展開し自主防災組織の新しい取組みを進めており、さらに、地域における防災力の向上には、地域防災の要である消防団との連携が特に欠かせないことから、消防団との連携のあり方について検討することが必要になっている。

そうした課題を踏まえ、最近の地域防災、自主防災組織を巡る情勢の変化等を「手引」に盛り込むことにより、自主防災活動のさらなる活性化を進め、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

2 検討項目

委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 地域安心安全ステーション事業に関する事項
- (2) 消防団との連携に関する事項
- (3) その他、最近の自主防災組織の活動等を踏まえた事項

3 組織

- (1) 委員会の委員は、学識経験者及び関係行政機関の職員等の中から総務省消防庁国民保護・防災部長が委嘱する。
- (2) 委員会の座長は、総務省消防庁国民保護・防災部長が委員の中から指名する。

4 運営

委員会における庶務は、株式会社ぎょうせいが行う。

5 雑則

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月6日から施行する。

5-3 委員会名簿

「自主防災組織の手引」改訂委員会 委員名簿

(肩書きは当時)

座長	室崎 益輝	総務省消防庁消防大学校消防研究センター所長
委員	阿出川 悟	東京消防庁指導広報部生活安全課長
	池上 三喜子	財団法人市民防災研究所理事・特別研究員
	金谷 裕弘	総務省消防庁国民保護・防災部防災課長
	黒田 洋司	財団法人消防科学総合センター主任研究員
	菅 磨志保	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター特任講師
	鈴木 治	三川地区安心ネットワーク会議自主防災隊指導員
	関 政彦	総務省消防庁消防大学校副校長
	古屋 陽一	春日井市総務部市民安全課長
	三島 康弘	鶴舞自主防災委員会委員長
	矢守 克也	京都大学防災研究所助教授
	渡辺 正明	町田市消防団長

(50音順、敬称略)

事務局	杉原 隆光	総務省消防庁国民保護・防災部防災課理事官
	所 健一郎	総務省消防庁国民保護・防災部防災課地域防災係長
	秋山 勝則	総務省消防庁国民保護・防災部防災課総務事務官
	菊池 壮太	株式会社ぎょうせい企画開発部開発課係長
	大森 康雄	株式会社ぎょうせい企画開発部開発課
	松 永 学	株式会社ぎょうせい総合研究所研究員

自主防災組織の手引

— コミュニティと安心・安全なまちづくり —

平成 19 年 3 月 30 日 発行

平成 23 年 3 月 30 日 改訂版発行

消防庁

(<http://www.fdma.go.jp/>)

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号

(問い合わせ先)

国民保護・防災部防災課

TEL. 03-5253-7525 FAX. 03-5253-7535
